

千葉県告示第689号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和5年8月17日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
宇宙キッズ 千葉県緑区誉田町 1丁目790-33	株式会社Happy Smile Earth 千葉県長生郡白子町剃金 2448番地2 代表取締役 緑川 美穂子	令和5年 9月1日	1250102397	児童発達支援、放課後等 デイサービス